

総務文教委員会

令和7年6月23日（月）

時 分～時 分

第 1 委 員 会 室

【委員】 芦谷委員長、沖田副委員長、村武委員、岡本委員、永見委員、西田委員

【執行部】

（総務部） 山根総務部長、末岡総務課長、森山総務管理係長

（地域政策部） 田中地域政策部長、岸本政策企画課長

（教育委員会） 草刈教育部長、藤井教育総務課長

（消防本部） 赤岸消防長、大橋総務課長

【事務局】 森井書記

【議 題】

- 1 所管事務調査事項について
- 2 7月1日（火）の委員会審査日程等について
- 3 その他
- 4 地域井戸端会に寄せられた意見等への対応協議について（委員間で協議）
- 5 議会による事務事業評価の進め方について（委員間で協議）

令和7年7月1日（火）10時開催の総務文教委員会における予定議題

- 1 陳情審査
 - (1) 陳情第157号 「適正に対処している」では内容がわからず説明になっていない多くの市民からも具体的に説明するべきだと言われている件の陳情について
 - (2) 陳情第158号 サンビレッジ浜田スケート場の機能転用決定に係る調査について市民の質問を拒否する市長の指示はまちづくり条例6条に違反するので条例を守るよう求める陳情について
 - (3) 陳情第159号 サンビレッジ浜田スケート場の機能転用決定に係る調査と説明責任を求める陳情について
 - (4) 陳情第160号 特定の市民だけがまちづくりに関する情報を受け取れない現状について、ルールの確認と是正を求める陳情について
 - (5) 陳情第161号 市職員の飲酒運転を市が把握した場合の取り扱いのルールについて、分かりやすい説明を求める陳情について
- 2 議案第40号 浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第44号 財産の取得について（庁舎LED照明器具）
- 4 議案第45号 財産の取得について（生活路線バス）
- 5 議案第47号 財産の取得について（小型動力ポンプ付軽積載車）
- 6 議案第48号 工事請負契約の締結について（浜田市ケーブルテレビHFC設備撤去等工事）
- 7 議案第49号 工事請負契約の締結について（浜田市次期防災情報システム整備工事）
- 8 同意第2号 浜田市名誉市民の選定について
- 9 執行部報告事項
- 10 所管事務調査
- 11 その他
- 12 地域井戸端会に寄せられた意見等への対応協議について（委員間で協議）
- 13 議会による事務事業評価の進め方について（委員間で協議）
- 14 行政視察について（委員間で協議）

陳 情 番 号	157
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果等	

令和7年6月6日

浜田市議会議長 様

住所 浜田市日脚町
氏名 森谷公昭

陳情

【陳情の趣旨】

1 願意

平成30年の規定に基づき、飲酒運転に対する懲戒免職(退職金なし)の規定があった。市の課長の飲酒運転があったにもかかわらず、適正に処理されていない事実について、議会で再度調査を行い、真実を明確にさせていただき、必要な場合には適切な対応を取るよう求めます。また、浜田市側からの「適正に処理された」という説明に対して、具体的にどう適正だったのかの詳細な説明を求めます。

「適正に対処している」では内容がわかりにくい説明になっていない
多くの市民から具体的に説明すべきだと言われている件

2 理由

平成30年の飲酒運転に関する規定に基づき、市内の課長が飲酒運転(飲酒同乗)をしていたにもかかわらず、適切な処分が行われなかったことに疑問を感じます。

私は、飲酒運転をしていた人物を特定し、浜田市に伝えたにもかかわらず、市の対応は不十分で、確認もしようとしない姿勢が見受けられました。

浜田市の回答は「適正に処理された」としか言わず、具体的な説明を避けています。もし適正に処理されているのであれば、どのように適正だったのか、その詳細について説明をするべきです。

飲酒運陳情「なかった」のであれば、その旨を明確に伝えていただきたいと思います。市民として、このような不透明な対応が続くことに強い不満を感じ、真実を明らかにし、再発防止のために議会が積極的に関与することをお願い申し上げます。



令和7年6月6日
浜田市議会議員 様
浜田市日脚町
陳情者 森谷 公昭

陳 情 番 号	158
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果等	

陳情

サンビレッジ浜田スケート場の機能転用決定に係る調査について市民の質問を拒否する市長の指示はまちづくり
条例6条に違反するので条例を守るよう求める陳情書



このようなやり取りを続ける中で個別の質問を拒否された
まちづくり条例、特に6条を鑑み適切な運用を求める
執行部に対して、条例を重要視してくれるよう議会の対応を求める

陳 情 番 号	159
付託先委員会	総 務 文 教 委 員 会
審 査 結 果 等	

令和 7 年 6 月 6 日

浜田市議会議長 様

浜田市日脚町
陳情者 森谷 公昭

陳情

サンビレッジ浜田スケート場の機能転用決定に係る調査 と説明責任を求める陳情書

【陳情の趣旨】

1 願意(議会に対して求めること)

1. スケート場廃止・屋内運動施設への転用を決定する根拠となった利用想定(年間 36,600 人等)の算定方法・前提条件・ヒアリング内容を速やかに再検証し、その結果を市民に公開すること。
2. 再検証が完了するまで転用に関連する設計・予算化等の手続きを一時停止すること。
3. 利用形態別のコスト比較(①現行方式を維持する場合 ②板張り転用 ③人工芝転用)につき、イニシャルコスト・ランニングコスト・CO₂排出量を客観データで再試算し、比較表を提示すること。
4. 「浜田市協働のまちづくり推進条例」第6条に基づき、市民からの質問・資料請求には誠意をもって回答し、意見を反映した検討経過を議会および市民へ報告すること。
5. 誤った資料提示や説明拒否が確認された職員・部局に対し、適切な是正措置と再発防止策を講じること。



【陳情に至った理由・背景】

- 市教育委員会は、転用を正当化する利用想定（年間 36,600 人等）について「類似施設の利用実態」や「民間事業者へのヒアリング」を根拠と説明するが、具体的資料や調査票はなく、担当課も「想定であり検証していない」と認めている。
- 市民有志が提示した試算では、冷凍機を灯油ディーゼル方式で更新しスケート場を存続させる案がイニシャル・ランニングとも最も低コストである一方、市は CO₂排出量を理由に電動方式のみを前提とし、代替案を検討していない。
- 令和6年スポーツ推進審議会では、誤った「適正数0」の資料に基づき廃止方針が誘導され、後に「適正数1」に修正されたにもかかわらず再審議が行われていない。
- 市長直行便での市民質問に対し、市は「説明済み」「議会对応中」を理由に回答を拒否し、「協働のまちづくりに反する対応ではない」とするが、同条例第6条（情報提供・誠意ある回答義務）に反する。
- 転用の最大目的は令和 12 年度国スポサッカー会場の利便性向上と推察されるが、重複機能を増やさないとする公共施設再配置基本方針に抵触する恐れがある。
- 上記のように手続きの透明性と資料の信頼性に重大な疑義があるため、議会による調査と説明責任の履行を強く求めるものである。

以上

陳 情 番 号	160
付託先委員会	総 務 文 教 委 員 会
審 査 結 果 等	

浜田市議会議長様

特定の市民だけがまちづくりに関する情報を受け取れない現状について、
 ルールの確認と是正を求める陳情

私は令和 7 年 6 月 2 日に、スポーツ振興課にまちづくりに関する情報の提供を受けるために電話しました。担当課長は翌日にして欲しいとのことだったので、6 月 3 日 13 時に約束をし、翌日電話をかけたところ、「市長名で文書をお届けしている。あなたの個別の求めには応じない」と書いてある。そのように市として決めているので電話を切らせてもらう。」という内容を言われ、私の質問をちゃんと確認せずに電話を一方向的に切られました。それはないでしょうと思い、かけ直しましたが、「今後議会と話し合うので、あなたには質問に答えたり話をしたりしない」「議員は三島さんの代表でもあるんですよね！代表じゃないんですか？」と怒鳴られて再度切られました。市長名の文書が思い出せず、調べると以下「」内の

「浜田市長 久保田 章市です。



このたびは、「市長直行便」を通じて、市政に対する貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

サン・ビレッジ浜田アイススケート場に関しては、三島様からは、既に陳情や請願を頂戴しております。

今後、このスケート場のあり方については、議会と議論し、方向性を出してまいります。

つきましては、今後、三島様からの個別の求めには応じませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。」(原文まま)

という内容のメールを令和 6 年 5 月にいただいていた。議会と議論して方向性を出されるのは当然ですが、だから市民に情報提供も説明もしなくてよいという意味に聞こえ、「つきましては」という接続が理解できない部分ではあります。

「求めには応じない」の意味がよく分からないので、6 月 5 日に再度担当課長に確認したところ、「サン・ビレッジ浜田に関する質問に対しては答えない。」「サン・ビレッジ浜田に関しては意見も聞かない。」「電話は切

って良い。」「開示請求は情報公開条例があるので対応する。」と言われました。なぜそうなるのかと訊くと、「サン・ビレッジ浜田に関する市の考え方は説明しつくしている。市の考え方を説明しても理解してもらえない。これ以上話せることはない。」という答えでした。

しかし市長名の文書をもらった後に担当課から開示された資料がいくつもあり、その中には初めて見る数字や内容もあります。事前にそれらの資料について説明を尽くすなどということは物理的に不可能です。「初めて見た内容やこれまでに一度もきちんと説明を受けていない疑問のある内容もいろいろとあるが、それについても説明してもらえないのか？」と尋ねると、「すべて丁寧に説明しつくしている。これ以上話すことはない。」と言われました。

浜田市議会では協働のまちづくり推進条例を議決して制定しています。その第4条に「市民等はまちづくりに参画し、意見を意見を述べる権利を有する。」「市民等はまちづくりに関する情報を知る権利を有する。」とあります。5条には「市民等は、基本理念にのっとり、まちづくりの主役であることを認識しながら、地域社会に関心を持ち、自らができることを考え、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとする。」ともあります。6条には「市は、基本理念にのっとり、市民等がまちづくりについて自ら考え、参画することができるよう、必要とするまちづくりに関する情報を積極的に提供するものとする。」「2 市は、市民等にまちづくりについて分かりやすく説明するとともに、市民等からの質問等に対して誠意をもって対応するものとする。」とあります。

担当課の説明では、これまで丁寧に説明した。資料も提供した。ということです。これは6条の2を満たしており、そこについて感謝しています。ですが、ある時まで6条2項を満たしていれば、その後4条、5条を妨げ、6条1項を守らなくて良いということにならないはずです。担当課長も6条1項を守っていないことについて肯定なさっています。

私が「市民等にあたらない」のであれば、このような対応をしても協働のまちづくり推進条例には抵触しないかもしれませんが、私は浜田市に住んでいる浜田市民です。これまでも議会にもいろいろと陳情を提出させていただいたり、市長直行便でもお願いや提案や資料を届けたりしてきました。これらは仕事でもなく、浜田市が今よりよくなるかもしれないと思って行ってきたことです。誰かにお願いや提案をする時、思いだけを言っても何の説得力もありません。事実やこれまでの経緯を知って、必要な資料も添えてお話をしなければ、ただわがままな思いをぶつけるだけになります。どのような材料をもとに市が何を決めたのか、何を決めようとしてい

るのかを知り、ここについてはこういう方法のほうがこういう理由で良いのではないかといった提案をするためにも情報が必要ですが、私という特定の市民に限って、情報を提供しないという決定をして、市長名で文書を送ってこられています。受け取った時に意味はよくわかりませんでした。が、今月に入り意味を知り、私一人だけが条例に定めのある知る権利を不当に侵害されています。ルールに外れたいじめと感じ、大きな苦痛を感じています。

ルールに照らして事務を処理するのが行政であり、ルールにない運用が許されるのであれば、ルールは形だけで意味のないものになってしまいます。協働のまちづくり推進条例に「特定の市民に対しては対象としないことができる」といった例外規定があるか」を確認したところ、まちづくり社会教育課、総務課は、例外規定はないと回答されました。

市が特定の市民に対し、権利を制限したり義務を課することができるのはよほどの理由が必要なはずですし、「この条件を満たす場合に限ってはそれを行って良い」といったルールが必ずあります。課長であっても市長であってもそうした規定がないのに誰かだけを差別的な扱いをすることは許されないと考えます。私は迷惑防止条例にふれるようなこともしていなければ、市から警告を受けたこともありません。一生懸命市がよくなるように考えることが、このような形で不当に妨げられていることについて、議会が議決した条例に照らして違反していないのか、違反しているのであれば、特定の市民だけが情報が受け取れないようなことが今後起こらないように、執行部に働きかけて下さいます様、お願い申し上げます。

2025 年 6 月 6 日

浜田市国分町

三島 淳寛

陳 情 番 号	161
付託先委員会	総 務 文 教 委 員 会
審 査 結 果 等	

浜田市議会議長様

市職員の飲酒運転を市が把握した場合の取り扱いのルールについて、
分かりやすい説明を求める陳情

令和7年2月18日放送の全国ニュース（ネットに報道動画が多数あります）で、浜田市下府町の住宅街で、民家に衝突してボロボロになりながら暴走する車の映像が放送されました。高齢者が事故の前に飲酒していたという内容の記事もあり、子供達の通学路でもある近所で、従業員も毎日自転車通勤するこの道でこのようなことが起きていることを恐ろしく感じました。

過去、浜田市議会に対して、公表されていない職員の飲酒運転について「有無の公表を求める陳情」等も提出されていますが、執行部は「あったとも無かったとも言えない」と答えています。

浜田市の職員の飲酒運転があった場合、新聞にも載って、市も処分をして公表することもあります。令和7年5月22日の浜田市議会全員協議会で議員の方が上記の「執行部があったとも無かったとも言えない」としてきた件について「地域井戸端会議で、当時議会の副議長だった方が執行部から報告はあったと話している」と言われ、どのような扱いをされたのかという内容の質問をなさっていました。これに対し、副市長は「適切にやっている」という趣旨の回答を繰り返しておられました。その後、インターネットで地域井戸端会議の動画を見てみると、確かに「報告はあった。」とおっしゃっていました。

市民がやりとりを聞いた時、「なぜある職員は処分されたり公表されたり、ある職員は処分されなかったり公表されなかったりするのだろうか？」と不思議に思います。同じルールに照らして処理をするならば、同じように公表されたり処分されたりしなければならないはずですが、ルールに沿わない対応が許されるならば、今後も「あの人はルール通り公表しなかったではないか。私も公表しないでほしい。」とか「あの人はルール通りの処分を受けていないではないか。私も処分しないで欲しい。」ということが起こりかねないのではないのでしょうか。

組織の不祥事があった時、「非難をされるのが嫌だなあ」「誰にも知られたくないなあ」とか「公表したくないなあ」と管理者や責任者は思うかもしれませんが、浜田市において、ある職員は公表し、ある職員は公表しないとか、ある職員は処分され、ある職員は処分されないというのは、市民が聞いても理解できないと思います。何事もルールに照らして



務を処理するのが行政であり、ルールにない運用が許されるのであれば、ルールは形だけで意味のないものになってしまいます。

職員の飲酒運転があったことを市が把握した場合、処分されるケースと処分されないケース、公表されるケース、公表されないケースといったことについて、ルールの変遷もあるかと思いますので、過去のルール改正も含めて分かりやすく説明していただけるよう、執行部に働きかけて下さいます様、お願い申し上げます。

2025 年 6 月 6 日

浜田市国分町
三島 淳寛